



# 1 - 2

総行行第191号  
総行給第23号  
令和5年5月8日

各都道府県知事  
各都道府県議会議長  
各指定都市市長  
各指定都市議会議長  
各人事委員会委員長

殿

総務大臣

地方自治法の一部を改正する法律の公布及び施行について（通知）

【抜粋】

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号。以下「改正法」という。）は、令和5年5月8日に公布され、一部を除き令和6年4月1日から施行することとされました。

貴職におかれては、下記事項にご留意の上、その円滑な施行に向け、格別の配慮をされるとともに、各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市町村長及び市町村議会議長に対してもこの旨周知願います。

また、改正法の施行に伴い、今後、必要な政省令の改正等を行うこととしており、これに係る留意事項については、別途通知する予定です。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市町村に対して、本通知についての情報提供を行っていること、並びに本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第59条に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

第一 地方議会の役割及び議員の職務等の明確化等に関する事項

一 地方議会の役割及び議員の職務等の明確化（公布の日・令和5年5月8日施行）

1 普通地方公共団体の議会は、議事機関として、当該普通地方公共団体の住民が選挙した議員をもって組織されるものと明確化されたこと。（第89条第1項関係）

- 2 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の重要な意思決定に関する事件を議決し、並びに検査及び調査その他の権限を行使するものと明確化されたこと。（第89条第2項関係）
- 3 2の議会の権限の適切な行使に資するため、普通地方公共団体の議会の議員は、住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならないものと明確化されたこと。（第89条第3項関係）
- 4 本改正は、議会の役割や責任、議員の職務等の重要性が改めて認識されるよう、全ての議会や議員に共通する一般的な事項を規定するものであり、新たな権限や義務を定めるものではないこと。

## 二 地方議会に係る手続のオンライン化（令和6年4月1日施行）

- 1 政務活動費の交付を受けた会派又は議員による議長に対する当該政務活動費に係る収入及び支出の状況の報告について、条例で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって行うものとされたこと。（第100条第15項関係）  
本改正により、当該報告を電磁的記録をもって行うことも可能となることから、必要に応じて、条例等の改正を行われたいこと。
- 2 会議録が電磁的記録をもって作成されている場合の議長による長に対する会議の結果の報告について、当該電磁的記録を添えるものとされたこと。（第123条第4項関係）
- 3 普通地方公共団体の議会又は議長（4及び7において「議会等」という。）に対して行われる通知のうち第6章（第100条第15項を除く。）の規定において文書その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（4及び7において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関する同章の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができるものとされたこと。  
(第138条の2第1項関係)  
本項の対象としては、第109条第6項及び第7項、第112条第1項及び第3項並びに第124条が該当すること。委員会の議案提出 議員の議案提出
- 4 議会等が行う通知のうち第6章（第123条第4項を除く。）の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関する同章の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができるものとされたこと。ただし、当該通知のうち第99条の規定によるもの以外のものにあっては、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の表示をする場合に限るものとされたこと。  
(第138条の2第2項関係)  
本項の対象としては、第99条（国会への意見書の提出に限る。）、第118条第1項及び第6項、第127条第1項及び第3項並びに第137条が該当すること。意見書 議員の資格決定 欠席議員への招状  
投票の効力に関する異議

本項ただし書きは、デジタル化に対応できない者等がいることを前提に、通知を受ける者がオンラインによる通知に同意することを求めるものであるが、

第99条のうち国会への意見書の提出については、国会に同意を求める必要がないこととしていること。

5 3又は4の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関する第6章の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関する法令の規定を適用するものとされたこと。（第138条の2第3項関係）

6 3又は4の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該者に到達したものとみなすものとされたこと。<sup>PC、タブレット等</sup>（第138条の2第4項関係）

7 本改正は、議会等に対して行われる通知や議会等が行う通知の規定において文書等で行うことが求められていたものについて、各議会の判断により、オンラインにより行うことを可能とするものであることから、従前のとおり、文書等により手続を行うことを妨げるものではないこと。

例えば、請願書の提出をオンラインにより行うことを可能とした場合であっても、文書等によって請願が行われたときは、従前のとおり、これを受理する必要があること。

## 第二 会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に関する事項

地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げるパートタイムの会計年度任用職員に対し、勤勉手当を支給することができるものとされたこと。（第203条の2第4項関係）

なお、地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げるフルタイムの会計年度任用職員については、「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル」（平成30年10月18日付総務省自治行政局公務員部長通知「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアルの改訂について」等により通知。以下「マニュアル」という。）において、勤勉手当は支給しないことを基本とするところとしているところであるが、改正法の施行にあわせて今後マニュアルを改訂することを予定していること。

## 第三 公金事務の私人への委託に関する制度の見直しに関する事項

### 一 指定公金事務取扱者制度の創設

1 普通地方公共団体の長は、公金の徴収若しくは収納又は支出に関する事務（以下「公金事務」という。）を適切かつ確実に遂行することができる者として政令で定める者のうち当該普通地方公共団体の長が指定するものに、公金事務を委託することができるものとされたこと。（第243条の2第1項関係）

2 普通地方公共団体の長は、1による委託をしたときは、当該委託を受けた者（以下「指定公金事務取扱者」という。）の名称、住所又は事務所の所在地、指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出その他総務省令